

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱  
(ZEH+補助事業)

(補助金の交付)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県民が行う省エネ住宅の導入に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）をいう。ただし、補助要件に係る国の交付要件は令和5年1月13日環地域事発第2301131号に基づくものとする。

(3) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。

(4) 新築住宅

新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建売を前提に建築されたものを除く。）をいう。

(5) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限り省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する住宅のエネルギー収支がゼロ以下となる住宅をいう。

(6) ZEH+（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・プラス）

ZEHの定義を満たしていることに加え、更なる省エネルギー、設備の効率的運用等により再生可能エネルギーの自家消費率拡大を目指した住宅をいう。

(7) ZEHビルダー/プランナー

国の「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する戸建住宅のうちZEHが占める割合を50%以上とする事業目標を掲げ、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている事業者をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第3条 要綱第1条に規定する補助対象事業及び補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助要件	備考
Z E H + 補助事業	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。</p> <p>(2) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。</p> <p>(3) 国実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号に基づく。）別紙2の2.エ（ツ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(4) 徳島県内に建設する新築住宅（店舗等を併用する住宅を除く。）であること。</p> <p>(5) Z E Hビルダー/プランナーにより建築された住宅であること。</p> <p>(6) 棟上げ工事等の着工前であること。</p> <p>(7) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和8年4月1日以降であること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか国交付要綱に規定するところによる。</p>	補助対象となる設備は国実施要領に規定するところによる。

2 補助対象となる事業は、令和9年1月31日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 要綱第1条に規定する補助対象経費及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助額
補助対象となっている設備の購入経費及び工事費 (消費税及び地方消費税の額を除く。)	1戸当たり100万円以内

（補助金を申請することができる者）

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 徳島県内に住所を有する個人であること。
- (2) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- (3) 申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (4) 県税、その他の税について未納がないこと。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日	備考
(1) 住民票の写し (2) 納税証明書（都道府県税、所得税及び消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。） (3) 誓約書（様式1-1） (4) 事業実施計画書（様式1-2） (5) 収支予算書（様式1-3） (6) 建築基準法に基づく確認済証の写し (7) 住宅の場所を示す位置図 (8) 建物の平面図 (9) 建物建築前の写真 (10) 最終仕様のBELS申請に係る次のアからウの書類 ア BELS評価書の写し（評価書にZEHであること及び一次エネルギー計算書が記載されたものであること。） イ エネルギー計算書の写し ウ 外皮計算書の写し (11) 補助対象設備及びZEH+の要件として選択したものが導入されることが確認できる書類（設備のカタログ、図面等） (12) 補助対象住宅に係る見積書 (13) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類） (14) その他知事が必要と認める書類	知事が特に認めるものを除き、令和8年12月15日までとする。ただし、工事着工予定日の14日以前に提出すること。	(1)、(2)については申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（交付決定の手続）

第8条 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により補助事業者を決定する。

（補助金交付指令前の着工）

第9条 事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものとするが、真にやむを得ない事由により指令の前に着工する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着工届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第10条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第11条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第13条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日
(1) 領収書及び領収書内訳書の写し (2) 収支精算書（様式1-4） (3) 建築基準法に基づく検査済証の写し (4) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類 （補助対象設備の保証書または出荷証明書の写し等） (5) 工事が適正に行われたことが確認できる写真 (6) 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写しその他余剰電力の売電がわかる書類（余剰電力を電力会社に売電する場合に限る。） (7) その他知事が必要と認める書類	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い期日とする。

（補助金の請求）

第14条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（書類の保管）

第15条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。)で定められている耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)をいう。

- 3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。
- 4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

第17条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例(平成14年条例第43号)に基づいて取り扱うものとする。

(雑則) 第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金について適用する。